

## 東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和5年4月5日付4環改保第1169号

(改正) 令和6年3月2日付5環改保第1349号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業実施要綱（令和5年3月29日付4環改保第1115号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、東京都内（以下「都内」という。）における自然災害発生時のLPガス（液化石油ガス）による二次災害発生の未然防止を図るために、液化石油ガス販売事業者が実施する安全機器の導入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を、東京都（以下「都」という。）が東京都LPガス事故防止に関する安全機器普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

### (補助対象機器等)

第3条 補助金の交付対象となる安全機器（以下「補助対象機器」という。）は、実施要綱第3-1に定める要件を全て満たす機器とする。

- 2 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、実施要綱第3-2に定める者とする。
- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第3-3に定める経費とする。
- 4 補助金の交付額は、実施要綱第3-4に定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）その他別表第1に掲げる書類を、知事へ提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

### (補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により審査を開始し、その内容を適当と認めるときは、前条第1

項の交付申請書を受理した順に都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、前条第1項の申請をした補助対象事業者に対し、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

#### （申請の撤回）

第6条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者をいう。以下同じ。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を撤回することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を撤回しようとするときは、前条第2項の通知を受領した日から14日以内に、申請を撤回する旨を補助金交付申請撤回届出書（別記第4号様式）により知事に提出しなければならない。

#### （調査等）

第7条 知事は、補助事業（補助対象事業に要する経費に関し、第5条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は補助対象機器を設置した販売所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、販売所への立入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。

#### （補助事業の承継）

第8条 補助事業者の地位の承継（譲渡、相続、法人の合併又は分割等に限る。）が行われた場合において、補助事業者の地位を承継した者（以下「承継人」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継人は、補助事業承継承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継人が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、補助事業承継（承認・不承認）通知書（別記第6号様式）により、承継人へ通知する。

#### （補助事業の変更等の承認申請）

第9条 補助事業者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第7号様式）

式)を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の変更等の承認及び通知)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認し、補助事業(変更、中止・廃止)承認通知書(別記第8号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定し、補助金変更交付決定通知書(別記第9号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第11条 補助事業者は、個人事業主にあつては氏名、住所等、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等(以下これらを「事業者情報」という。)を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書(別記第10号様式)を提出しなければならない。

(事故報告等)

第12条 補助事業者は、補助対象機器の設置が令和6年6月1日までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書(別記第11号様式)により報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求め、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、当該補助事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(別記第12号様式)その他の別表第2に掲げる書類等を、知事へ提出するものとする。

2 前項の規定による報告は、補助事業に係る設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による報告について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない

理由として知事が認めるものがある場合にあっては、知事が認める期間までに行うものとする。

- 4 知事は必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業の成果に関する報告を求めることができるものとする。
- 5 知事は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、補助事業者に対し、期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることができるものとする。

#### (補助金の額の確定)

- 第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第13号様式）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定する補助金の額は、第5条第2項の補助金交付決定通知書に記載した交付決定額（第10条第1項の規定により補助事業計画変更の承認の通知を受けている場合は、変更された後の額）と、前条第1項により報告があった補助事業完了時の補助金額のいずれか低い額とする。

#### (補助金の交付及び請求)

- 第15条 補助金の交付は、前条による補助金の額の確定後に行うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書（別記第14号様式）を知事に提出するものとする。
  - 3 補助金の交付の期限は令和6年度末までとする。

#### (交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、補助金の交付決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
  - 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - 四 予定の期間内に補助事業に着手せず、又は完了しないとき。
  - 五 液化石油ガス販売事業者でなくなったとき。
  - 六 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
  - 七 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。
- 4 知事は、補助事業者が第1項第1号、第2号又は第6号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができるものとする。
- 5 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の支払をしているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 6 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を知事から命じられた場合は、補助金の受領日から納付日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額を、違約加算金（百円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければならない。
- 7 補助事業者は、第5項の規定により知事が定めた期日までに返還に係る補助金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければならない。
- 8 補助事業者が、前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 9 補助事業者は、この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。
- 10 前項までの規定にかかわらず、知事は、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### （財産処分の制限）

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- 2 補助事業者は、知事の承認を受けないで、取得財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 3 補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第 16 号様式）を知事へ提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 知事は、前項の規定による申請があった処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第 17 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 5 取得財産の処分を知事の承認を受けて行う場合は、補助事業者は、処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入がない、又はその収入が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額、又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）第 3 2 により算出した補助金相当額のいずれか高い額を都に納付するものとする。

（補助事業の完了後の所有者の変更）

第 18 条 前条第 2 項ただし書に規定する期間において、事業譲渡、法人の解散若しくは精算又は倒産その他のやむを得ない事由により取得財産等の所有者が変更するに至った場合は、あらかじめ、所有者変更承認申請書（別記第 18 号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった処分を承認したときは、速やかに所有者変更（承認・不承認）通知書（別記第 19 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する通知のあった後は、補助事業者における補助金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「補助事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

（帳簿の保存）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了した日の属する都の会計年度の終了の日から第 17 条第 2 項ただし書に規定する期間保存するものとする。

（別記様式における押印の取扱い）

第 20 条 申請者及び補助事業者は、本要綱に基づき知事へ提出する別記様式において、その真正性を証する記載を行い、知事による本人確認を受けた場合には、当該様式における押印を省略することができる。

- 2 前項に掲げる真正性を証する記載及び真正性の確認は、令和 2 年 12 月 28 日付 2 会管会第 497 号による東京都会計管理局長通知 2（2）及び（3）によるものとする。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助

金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附 則（令和 5 年 4 月 5 日付 4 環改保第 1169 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 日付 5 環改保第 1349 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

提出書類	注意点	法人	個人事業主
交付申請書（第 1 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
誓約書（第 1 号様式の 2）		○	○
設置計画（第 1 号様式別紙）		○	○
見積書（写し）	別表第 1 の経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印を要する。	○	○
支払金口座情報登録依頼書	東京都に未登録の場合に限る（様式は会計管理局ホームページからダウンロードすること。）。	○	○
印鑑証明書（原本）	発行日から 3 か月以内のものに限る。	○	○
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要） 郵便番号、住所及び氏名を記載すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。



別表第 2

提出書類	注意点	法人	個人事業主
実績報告書（第 12 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
領収書（写し）	購入代金領収書又は銀行振込明細書	○	○
設置場所及び安全機器の一覧表（別紙）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。	○	○
設置前後の写真	原則として、電子データで提出すること。	○	○
金額の変更があった場合は、補助対象経費に係る内訳が確認できる書類（写し）	申請時の見積書と同等の記載内容であること。	○	○
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要） 郵便番号、住所及び氏名を記載すること。	○	○

※補助事業者の種別に応じ、「○」の記載がある書類を提出すること。